

■双葉町文化財等収蔵庫整備

用語の定義

発注図書（公募型プロポーザル実施要領及び要求水準書等）に使用する用語の定義は、下記の表に定めるところによる。

用 語	定 義
公的機関	国、特殊法人等※、又は地方公共団体をいう。 ※特殊法人等：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条1項に規定する法人
発注図書	本事業の公告において公表した公募型プロポーザル実施要領、要求水準書、その他添付資料及びこれらに関する質疑回答をいう。ホームページ及び配布資料から入手できるものを実施要領等と読み替えている。
公募型プロポーザル審査委員会	本事業に必要となる事項の検討及び技術提案書の審査を行う目的で、双葉町職員及び外部委員で組織される「双葉町文化財等収蔵庫整備公募型プロポーザル審査委員会」をいう。
技術提案書	参加者が提出した技術提案書その他技術提案に係る資料に関する資料をいう。
参加者	本事業の設計、工事監理、建設能力を有し、本事業のプロポーザルに参加する者で、複数の企業で構成される共同企業体、又は単体企業をいう。
優先交渉権者	公募型プロポーザル審査委員会による審査結果を受けて、事業実施協定の締結に向けて優先的に交渉する相手方として町が選定した者をいう。
受注者	公募型プロポーザル実施要領及び優先交渉権者決定基準に基づき優先交渉権者として決定した者を、設計業務等委託契約、工事請負（仮）契約締結後は「受注者」と読み替える。 「受注者」は、発注図書等に記載されている「参加者」、「参加資格審査通過者」、「技術提案審査対象者」、「優先交渉権者」、「実施設計者」、「工事監理者」、「施工者」に適宜読み替える。
基本・実施設計者	「優先交渉権者」のうち設計業務を行う者をいう。
工事監理者	「優先交渉権者」のうち工事監理業務を行う者をいう。
施工者	「優先交渉権者」のうち建設業務を行う者をいう。